三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県庁及び本山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第百五十一号

輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）第十四条ただし書の規定に基づき、平成十四年経済産業省告示第三百九十一号（輸入貿易管理令第十四条ただし書の規定に基づく経済産業大臣が定める場合）の一部を次のように改正し、平成二十二年八月一日から施行する。

平成二十二年六月二十四日

経済産業大臣　直嶋　正行

本則第四号中「対人地雷に該当するものをいう。）」の下に「、クラスター弾等（輸入公表二の二の表の番号1の九三・〇九の項に掲げる品目の貨物であって、クラスター弾等の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律（平成二十一年法律第八十五号）第二条第一項に規定するクラスター弾等に該当するものをいう。）」を加える。

○国土交通省告示第六百七十四号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百七十六条の規定に基づき、公職の候補者用特殊乗車券及び特殊航空券の発行方法等を定める件（平成六年運輸省告示第八百十九号）の一部を次のように改正し、平成二十二年六月二十四日以後に公示され又は告示される選挙について適用する。

平成二十二年六月二十四日

国土交通大臣　前原　誠司

第二条中「旅客施設使用料」を「旅客取扱施設利用料」に改め、同条第六号ロ②の表を次のように改める。

空港名	旅客取扱施設利用料
東京国際空港	一〇〇円
中部国際空港	三〇〇円
北九州空港	一〇〇円

○国土交通省告示第六百七十五号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第四十四条第一項の規定により、次のように登録住宅型式性能認定等機関の登録をしたので、同法第四十四条第三項の規定により、公示する。

平成二十二年六月二十四日

国土交通大臣　前原　誠司

(1)　登録年月日

平成二十二年四月二十八日

(2)　登録番号

国土交通大臣　7

(3)　登録住宅型式性能認定等機関の氏名又は名称

日本ERI株式会社

(4)　住所

東京都港区赤坂八丁目五番二十六号

(5)　代表者の氏名

中澤　芳樹

(6)　登録の区分

登録住宅型式性能認定等機関の登録の区分を定める件（平成十七年国土交通省告示第九百二十一号）第一項第一号イ及び第二号イに定める区分

(7)　認定等の業務を行う事務所の所在地

東京都港区赤坂八丁目十番二十四号

(8)　法第四十七条の認定員の氏名

橋本　篤秀、半貫　敏夫、穂積　秀雄、加藤　征宏、大橋　好光、野口　弘行、安藤　直人、腰原　幹雄、青木　謙治、安達　洋、田才　晃、北村　春幸、安達　俊夫、小林　正人、菅原　進一、野口　貴文、中島　正夫、佐藤　雅俊、篠原　正、坂本　雄三、永井　久也、二宮　秀興、倉渕　隆、岩前　篤、安岡　正人、井上　勝夫、織田　博司、板倉　立身、内山　章、津森　勉、瀬和　睦夫

(9)　役員の氏名

鈴木　崇英、中澤　芳樹、土岐　悦康、小山　隆弘、馬野　俊彦、高野　雅司、増田　明世、清水　敬三、横瀬　弘明、大塚　和彦、町田　昇、山宮慎一郎、太田　裕士

(10)　認定等の業務を行う部門の専任の管理者の氏名

鈴木　崇英

○国土交通省告示第六百七十六号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第二十五条第二項において準用する同法第十条第二項の規定により、登録講習機関から役員の氏名の変更の届出があったので、同法第二十五条第二項において準用する同法第十条第三項の規定により、公示する。

平成二十二年六月二十四日

国土交通大臣　前原　誠司

一　登録番号

1

二　登録講習機関の氏名又は名称

財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センター

三(1)　役員の氏名の変更

変更前	羽生　洋治
変更後	—

(2)　変更年月日

平成二十二年二月二十四日

四(1)　役員の氏名の変更

変更前	北村　忠則、藤本　勝司、柳瀬　康治
変更後	皿澤　修一、岩井　重一、高田　英生

(2)　変更年月日

平成二十二年四月一日

○国土交通省告示第六百七十七号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第六十一条第三項において準用する同法第十条第二項の規定により、登録試験機関から試験の業務を行う事務所の所在地の変更の届出があったので、同法第六十一条第三項において準用する同法第十条第三項の規定により、公示する。

平成二十二年六月二十四日

国土交通大臣　前原　誠司

一　登録番号

国土交通大臣　8

二　登録試験機関の氏名又は名称

ハウスプラス確認検査株式会社

三(1)　試験の業務を行う事務所の所在地の変更

変更前	東京都港区浜松町二丁目四番一号
変更後	東京都港区芝五丁目三十三番七号

(2)　変更年月日

平成二十二年五月三十一日